第 4 期 特定健康診査等実施計画

（対象期間　令和 6 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日まで）

東京不動産業健康保険組合

令和 6 年 4 月

１．実施計画の策定

40 歳以上の被保険者、被扶養者に対し、生活習慣病を予防する健康づくりの機運を高め、生涯にわたって取り組む力を身につけることで、健康寿命の延伸を目指します。

２．当健保組合の第 3 期実施計画の目標値と実施状況からみた主な課題

特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率（%）

	目標値（2023）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）見込
特定健診受診率	85.1	75.5	76.5	73.7	78.3	78.6	79.0
特定保健指導実施率	30.1	8.7	8.7	6.7	6.9	8.2	8.2

●特定健診の実施率は 78.6%で目標値 85.1%を下回った。これは、被保険者の受診率が 90.0%であるのに対し、被扶養者の受診率は 40.0%となっており、その低調が受診率に影響を与えていると思われる。

●特定保健指導の実施率は 8.2%で低調で、目標値到達にはかなり厳しい実情である。

特定保健指導対象者の減少率（%）
※前年度特定保健指導対象者のうち、当該年度に特定保健指導対象者ではなくなった者の割合

	目標値（2023）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）見込
前年度特定保健指導対象者の減少率	－	23.7	22.9	18.6	21.3	24.2	23.5

●特定保健指導対象者の減少率は横ばいである。支援内容の工夫だけでなく、委託業者・事業所との協力体制を構築し、リピーター及び新たな対象者をださない対策が重要である。

メタボリックシンドローム該当者の割合（%）

	目標値（2023）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）見込
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	－	27.8	28.2	29.5	28.1	28.7	28.5

●メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合は横ばいである。新たな該当者、予備群をださないためにも、特定健診、特定保健指導への取り組みが大切である。

3．達成目標

3－1　実施率の全国目標と保険者種別目標

第4期における各保険者種別の目標

保険者種別	全国目標	市町村国保	国保組合	全国健康保険協会（船保）	単一健保	総合健保・私学共済	共済組合（私学共済除く）
特定健診の実施率	70%以上	60%以上	70%以上	70%以上（70%以上）	90%以上	85%以上	90%以上
特定保健指導の実施率	45%以上	60%以上	30%以上	35%以上（35%以上）	60%以上	30%以上	60%以上
メタボリックシンドローム該当者及び予備群等の減少率	25%以上（平成8年度比）						

3－2　当健保組合の目標

3-2-1　特定健診の実施に係る目標値と対象者数

令和 11 年度における特定健診の実施率を 85.0%とする。

この目標を達成するにあたり、現在の契約医療機関に加え、東振協と新たに契約締結した医療機関は速やかに広報し、受診の機会を広げる。

目標実施率

（%）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
被保険者	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	94.0
被扶養者	43.0	45.0	47.0	49.0	51.0	52.1
被保険者+被保険者	79.9	80.9	81.7	82.7	83.7	85.0

目標実施率に対する特定健診対象者数

被保険者

（人・%）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
40歳以上対象者	65,000	66,000	66,700	67,500	68,000	69,000
実施者数	59,150	60,390	61,360	62,440	63,240	64,860
実施率	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	94.0

被扶養者

（人・%）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
40歳以上対象者	19,500	19,600	19,700	19,500	19,300	19,000
実施者数	8,390	8,820	9,260	9,550	9,850	9,900
実施率	43.0	45.0	47.0	49.0	51.0	52.1

被保険者+被扶養者

						（人・%）
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
40歳以上対象者	84,500	85,600	86,400	87,000	87,300	88,000
実施者数	67,540	69,210	70,620	71,990	73,090	74,760
実施率	79.9	80.9	81.7	82.7	83.7	85.0

3-2-2　特定保健指導の実施に係る目標値

令和 11 年度における特定保健指導の実施率を 15%とする。

特定保健指導は当健保組合の実施率と大きく乖離しないこととし、現実的でありながらも 2021 年度総合健保組合の実施率 17.0%に近い目標値とした。

目標実施率

被保険者+被扶養者

						（人・%）
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
40歳以上対象者	84,500	85,600	86,400	87,000	87,300	88,000
特定保健指導対象者計	11,570	11,480	11,380	11,285	11,190	10,980
実施者数	1,155	1,490	1,530	1,610	1,630	1,650
実施率	10.0	13.0	13.4	14.3	14.6	15.0

目標実施率に対する特定保健指導対象者数

被保険者+被扶養者

						（人・%）
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
40歳以上対象者	84,500	85,600	86,400	87,000	87,300	88,000
動機付け支援対象者	4,520	4,480	4,440	4,400	4,360	4,250
実施者数	450	580	600	620	630	640
実施率	10.0	12.9	13.5	14.1	14.4	15.1
積極的支援対象者	7,050	7,000	6,940	6,885	6,830	6,730
実施者数	705	910	930	990	1,000	1,010
実施率	10.0	13.0	13.4	14.4	14.6	15.0
特定保健指導対象者計	11,570	11,480	11,380	11,285	11,190	10,980
実施者数	1,155	1,490	1,530	1,610	1,630	1,650
実施率	10.0	13.0	13.4	14.3	14.6	15.0

特定保健指導については、全国対応・ICT 対応可能な業者、東振協に委託する。

3-3-3　特定健診、特定保健指導の成果に係る目標
令和 11 年度における特定保健指導対象者の減少率 25.0%以上、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率の割合 29%以上とする。

4. 実施方法　被保険者・被扶養者共通

(1)実施場所
特定健診は、契約医療機関で実施する。
特定保健指導は、全国展開をしている業者及び契約医療機関、東振協に委託して実施する。

(2)実施項目
当健保組合では、特定健診ではなく、生活習慣病健診及び人間ドック、春季秋季婦人生活習慣病健診を実施することで、標準的な健診・保健指導プログラムにある特定健診項目を受診したこととする。

(3)実施時期
　実施時期は、年度を通して実施する。

(4)受診方法
●特定健診
ホームページに掲載している契約医療機関へ受診者が直接電話で予約を行い、受診する。
春季秋季婦人生活習慣病健診は、7 月～8 月(秋季)、12 月～1 月(春季)の申し込み時期がきたら、ホームページで案内し、Web で申し込みをする。
●特定保健指導
特定健診の結果、特定保健指導の対象となった者は、健診日当日または後日に初回面接を実施しプログラムに則って生活習慣改善に取り組む。

(5)周知・案内方法
周知は、当健保組合機関紙・ホームページに掲載する。特定保健指導対象者には医療機関から連絡もしくは当健保組合から通知書を事業所経由で送付する。

(6)健診データの受領方法
健診データは、契約医療機関を通じ電子データを月単位で受領して、当健保組合で保管する。また、特定保健指導の業者実施分についても同様に電子データで受領するものとする。

(7)特定保健指導対象者の選出の方法
特定健診受診後(当健保組合の場合は、生活習慣病健診及び人間ドック、春季秋季婦人生活習慣病健診受診後)の特定保健指導レベルに基づき決定する。

(8)特定保健指導対象者の実施率向上への取り組み
　特定保健指導対象者の多い事業所、健康経営に取り組む事業所へ声をかけ、事業所主導の取り組みを促す。

５．　個人情報の保護

当健保組合は、「個人情報保護管理規定」を遵守する。当健保組合及び委託された特定健診・特定保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は、当健保組合の保健事業業務を分掌する職員に限る。

６．　特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の内容は、ホームページに掲載し、事業所並びに被保険者等に周知することとする。

７．　特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、作成時の目標と大きくかい離した場合、その必要があると判断したときは見直すこととする。